

(V) 監事会報告書

私たち監事は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第72期事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監事會は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監事から監査の実施及び結果について報告を受けるほか、理事等及び公認会計士からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監事は、監事會の定めた監事監査基準に準拠し、他の監事と意思疎通及び情報の交換を図るほか、監査方針、職務の分担等に従い理事、内部監査部門その他の職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他組合の業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)の構築、運用状況について監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上のことから、当該事業年度に係る事業報告書及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る決算関係書類(貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案)及びその附属明細書について検討いたしました。また公認会計士の監査の方法及び結果の相当性を判断し、参考にしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る決算関係書類(貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告書等の監査結果

- 一 事業報告書及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、組合の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 決算関係書類(剰余金処分案を除く)及びその附属明細書の監査結果

決算関係書類(剰余金処分案を除く)及びその附属明細書は、組合の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

(3) 剰余金処分案の監査結果

剰余金処分案は法令及び定款に適合し、かつ、組合財産の状況その他の事情に照らして指摘すべき事項は認められません。

2023年5月22日

鳥取県生活協同組合

監事 秋山 美紀 

監事 瀧川 康夫 

監事 牧田 誠司 